

令和8年度甲種防火管理【再講習】のご案内

～深川地区消防組合～

収容人員が300人以上の甲種防火対象物を管理する防火管理者が、5年ごとに受講することが定められている再講習を次のとおり開催します。

- 1 講習種別 甲種防火管理再講習
- 2 講習日時 令和8年6月30日（火）13時30分から16時00分まで
（受付は13時00分から）
- 3 講習場所 深川消防総合庁舎 3階講堂（深川市8条10番20号）
- 4 申込方法 防火管理に関する再講習受講申込書（様式第8号の1の2）に必要事項を記入し、お持ちの甲種防火管理新規（再）講習の修了証の写しを添えてEメール、FAXによる申し込み、または持参してください。
申込み受付後、受講票を発行いたします。
（申込書は深川市ホームページよりダウンロードできます）
- 5 申込先 深川消防署予防課予防係 TEL0164-22-2814
（深川市8条10番20号 深川消防総合庁舎）
 - ・Eメール f119yobo@abox3.so-net.ne.jp
 - ・FAX 0164-22-6216
- 6 申込期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）
- 7 受講料 1,650円
※講習当日受付時に納入して頂きます。釣銭のないようご協力をお願いいたします。なお、納入後の受講料は返還できませんのでご承知おき下さい。
- 8 その他 (1) 講習当日は、受講票、筆記用具をご持参ください。
(2) 遅刻、途中退席等された場合は修了証の交付は出来ません。
(3) 受講中、携帯電話の使用は認めません。
(4) 車でお越しの方は、職員の指示に従い駐車するようお願いいたします。
なお、駐車場内での事故等については一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

【裏面もご確認ください】

《甲種防火管理再講習の受講義務について》

劇場、集会場、飲食店、店舗、ホテル、病院など不特定多数の人が出入する建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物を管理する防火管理者が、5年ごとに再講習を受講することが義務付けられています。（防火対象物については、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に定められているものとなります。）

※受講期限について

防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了した方は、防火管理者に選任された日から1年以内に、それ以外の方については、最後に講習を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければなりません。

◇◆◇ お問い合わせ先 ◇◆◇

深川消防署予防課予防係 TEL 0164-22-2814

（深川市8条10番20号 深川消防総合庁舎1F）